

# 第 7 少年の非行防止と健全育成活動

## 1 少年非行の現状

令和5年中、道内で検挙・補導した少年は1,375人で、前年に比べて321人（30.5%）増加しました。このうち、刑法犯で検挙・補導した少年は1,162人で、前年に比べて283人（32.2%）増加し、特別法犯で検挙・補導した少年は210人で、前年に比べて35人（20.0%）増加しました。

令和5年に補導した不良行為少年は12,543人で、前年に比べて2,473人（24.6%）増加しました。行為別では喫煙が5,081人で最も多く、学職別では高校生が4,918人で、補導した不良行為少年の約4割を占めています。

少年の非行防止には、早期発見と適切な対処が重要であることから、街頭補導活動を強化するとともに、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や非行防止教室の開催など、関係機関や団体と連携した「非行少年を生まない社会づくり」を推進しています。



## 2 非行防止対策の推進

### (1) 少年サポートセンター

北海道警察では、警察本部及び各方面本部に補導活動、少年相談、虐待やいじめ等の被害に遭った少年の支援、少年の健全育成や非行少年の立ち直り支援等の各種少年問題に専門的に対応する「少年サポートセンター」を設置しています。警察本部の少年サポートセンターは民間施設（札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル）内にあり、相談者が利用しやすい環境にあります。



【少年サポートセンター】

### ○ 少年の居場所づくり活動

少年サポートセンターでは、少年の規範意識の醸成や立ち直り支援を目的とした少年の居場所づくり活動（通称 JUMPプラン、Juvenile Make Place＝「少年が居場所をつくる」の意味）を推進しており、少年補導員や学生ボランティア「Jumpers」等の協力を得て、家庭や学校、関係機関・団体等と連携し、社会参加活動、ボランティア体験、農業体験、学習支援、就労支援活動等を実施しています。

令和5年中は、関係機関・団体の協力を得て、ガラス工芸体験やスポーツなどの社会参加活動、野菜の植付けから収穫までの農業体験、塗装体験や食のイベントを通じた就労支援等を実施しました。



【塗装体験】



【農業体験】

### ○ 少年補導

少年の非行を防止するためには、問題行動を早期に発見し、適切な措置をとることが重要です。そのため、繁華街、ゲームセンターやカラオケ店等、多くの少年が利用する場所において不良行為少年を発見・補導し、少年や保護者に必要な指導・助言を行っています。

また、サイバーパトロールによって発見した、SNS上の児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対し、注意喚起のメッセージを投稿するなどの取組も行っています。



【街頭補導】

## (2) スクールサポーター制度

学校内外における児童生徒の非行防止や安全確保等に関する学校の活動を支援するため、退職した警察官等をスクールサポーターとして委嘱し、学校の要請に基づいて派遣しています。

令和5年中は、8人のスクールサポーターが札幌市教育委員会管内、石狩教育局管内、上川教育局管内及び釧路教育局管内の小学校・中学校・高校計50校の派遣要請を受け、主に教職員と連携した校内巡回、商業施設や公園等の校外巡回、少年の居場所づくり活動への支援、非行防止教室の実施、登下校時の見守り活動等を行いました。



### (3) 学校等と連携した非行防止教室・薬物乱用防止教室

少年の規範意識の向上と犯罪被害防止を目的とする非行防止教室、少年の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の醸成を目的とする薬物乱用防止教室を「講話方式」、教員と協力して行う「ティームティーチング方式」、小・中学校の校内放送を活用して行う「校内放送方式」により実施しています。



### (4) インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等を防止するための取組

近年、スマートフォンを始めとするインターネット接続機器が急速に子供達に普及し、これらの利用に起因する犯罪被害が後を絶ちません。

これらの環境の変化に対応するため、平成30年2月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正され、フィルタリングの利用促進に向けた取組が強化されています。

北海道警察では、子供達の犯罪被害防止に向け

- 中学校入学説明会での保護者への説明など、学校と連携した啓発
- 携帯電話販売店に対するフィルタリングの利用促進に向けた適切な対応の要請
- 非行防止教室等による子供達に対する情報モラル教育の推進等

の取組を推進しています。



【啓発用チラシ】



## (5) 少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための取組

SNS上の犯罪実行者募集情報、いわゆる「闇バイト」に応募した少年が、犯罪組織に利用され、特殊詐欺や強盗などの犯罪に加担させられています。

北海道警察では、少年を特殊詐欺等に加担させないため

- 学校及び教育委員会と連携した、非行防止教室等の開催
- 少年院等の関係機関と連携した、再非行防止に向けた取組
- 非行少年や不良行為少年等に対する就学・就労の支援
- 集団的不良交友関係に代わる居場所づくりを通じた立ち直り支援等

の取組を推進しています。



【啓発用チラシ】

## (6) 少年相談

令和5年中、北海道警察が新規に受理した少年相談の件数は2,949件で、前年に比べて25件(0.8%)減少しました。新規に受理した相談を相談者別に見ると、保護者が最も多く43.1%、次いで少年自身が24.9%を占めています。少年自身からの相談では中学生と高校生がともに27.6%で、合わせて55.2%と半数以上を占めています。

内容別に見ると、家庭問題が53.1%と最も多く、次いで非行問題が11.6%、学校問題が9.8%、交友問題が6.3%、犯罪被害が4.6%の順となっています。

子供の思春期は第二反抗期とも呼ばれ、自立と依存の問題や仲間関係の比重の高まりなど特有のテーマを抱えることから、学校生活や進路、交友関係等で摩擦や葛藤を生じやすくなります。

そして、本来支えとなるはずの親子のコミュニケーションにも支障が出ることもあり、それに伴って、家庭内暴力や家出に走ったり、非行に至る場合もあります。

また、その子特有の資質が理解されず、家族や友達を始めとする周囲とのズレが大きくなるのもこの時期の特徴です。



北海道警察では、そうした問題を未然に防いだり解決することを目的に、警察本部の少年サポートセンターにフリーダイヤルの「少年相談110番」を開設し、電話での相談や、その後の面接による相談を受け付けており、北海道警察ホームページでは、メールによる相談も受け付けています。

さらに、警察本部では臨床心理士の資格を持った心理専門官を配置し、カウンセリングや家族療法等の技術を用いて、少年相談の背景にある複雑な問題に対応するとともに、犯罪の被害にあった少年や、その家族の方への支援を行っています。

## 少年相談 110番



0120-677-110

AM8:45～PM5:30（時間外と土日祝日は留守番電話）

夜間・休日の緊急の相談は、警察相談電話「#9110」へおかけください。

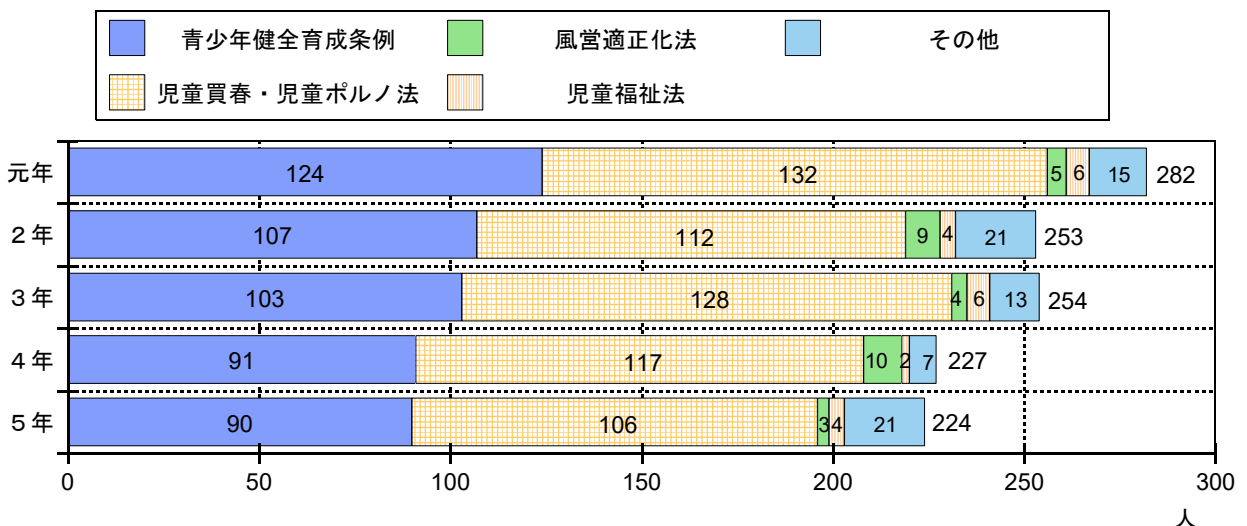
### 3 福祉犯の取締り

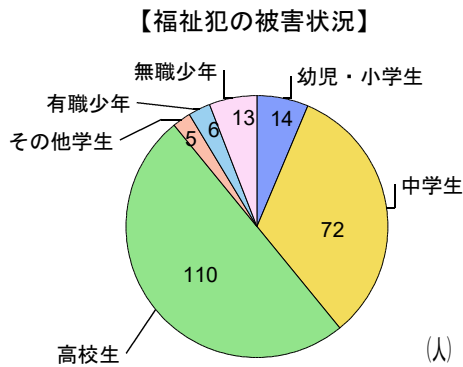
#### (1) 福祉犯の現状

北海道警察では、児童ポルノや年少者雇用のように、少年の心身に有害な影響を与えて少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の取締りと被害少年の発見・保護を推進しています。

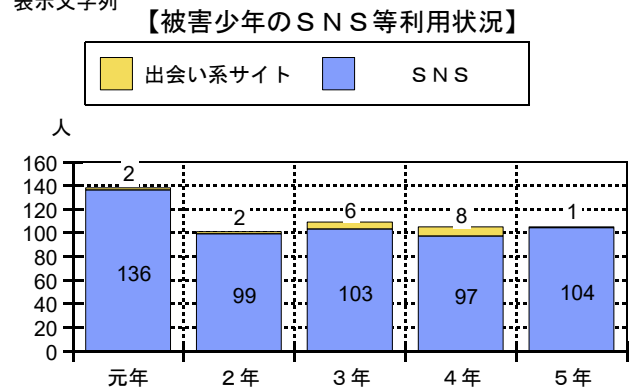
令和5年中の道内における福祉犯の検挙人員は224人で、前年に比べて3人（1.3%）減少し、被害に遭った少年は220人で、前年に比べて35人（18.9%）増加しています。

#### 【少年の福祉を害する犯罪の検挙状況】





表示文字列



被害少年のうち、中学生と高校生が182人と全体の8割以上を占めているほか、SNSの利用に起因して被害に遭った少年は104人で、全体の約半数を占めています。

北海道警察では、こうした被害から少年を守るため、学校や事業者等と緊密に連携し、少年とその保護者に対して、インターネットの利用に伴う危険性について注意喚起するとともに、少年が使用するスマートフォンには、必ずフィルタリングを設定することなどを要請しています。

## ○ 子供の性被害防止に係る対策の推進

児童ポルノの製造や児童買春を始めとする子供の性被害は、子供の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく害する極めて悪質な行為であり、インターネットを通じて長期にわたって被害に遭った子供を傷付けることも多くあります。

また、近年、大都市の繁華街を中心に「リフレ」、「散歩」等と称して合法的な営業を装いながら、女子高校生等に性的な行為をさせるいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業など、子供の性に着目した形態の営業が出現し社会的な問題となっています。

北海道警察では、犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン」に基づき、徹底した取締りはもちろんのこと、被害の予防・拡大防止、被害児童の保護等、各種対策を関係機関・団体と連携して推進しています。



【高校生と協力して制作した啓発動画】

## (2) 令和5年中の主な検挙事例

### 《事例1》

令和5年7月、SNSで知り合った女子高校生に対して自己を相手方としていかがわしい行為をさせた会社員の男を児童福祉法違反で検挙しました。

(北署)

### 《事例2》

令和5年10月、女子小学生に対していかがわしい行為をした上、その様子を撮影した男を不同意性交等、性的姿態等撮影、児童ポルノ禁止法違反で検挙しました。

(北見署・北見方面本部生活安全課)

## 4 児童虐待への対応

北海道警察では、児童虐待防止の観点から、あらゆる警察活動を通じて被害児童の早期発見に努め、発見した場合には、速やかに児童相談所に通告し、被害児童の保護を図ることとしています。

また、児童虐待の未然防止に向けて、北海道警察と札幌市児童相談所の間で相互に職員を派遣する人事交流や、情報共有等に関する協定の締結、担当者会議の開催、被害児童を救出・保護するための強制立入（臨検・捜索）の合同訓練等を行っています。

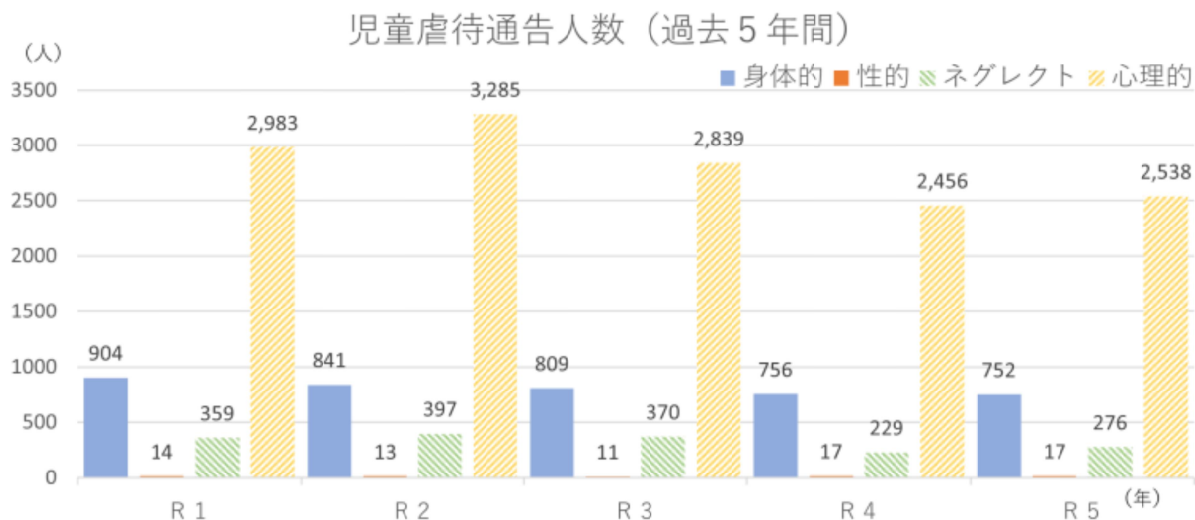
令和元年10月には、児童相談所での勤務経験を有する警察官や公認心理師の資格を有する技術職員等、専門性の高い職員を配置した「児童虐待対策係」を子供・女性安全対策課（現・人身安全対策課）に設置し、部内の機能強化を図りつつ、児童相談所等関係機関との連携を更に強め、児童虐待の早期発見と被害児童の安全確保に向けた取組を推進しています。

### (1) 児童通告の状況

令和5年中の道内における児童相談所への通告人数は3,583人で、前年と比べて125人（3.6%）増加しています。

令和5年中の児童虐待の通告人数を、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待の態様別に分類してみると、心理的虐待は2,538人、身体的虐待は752人、ネグレクトは276人、性的虐待は17人となっています。

また、令和5年中は、児童虐待事件で208人の保護者等を検挙しており、主な罪種は暴行、傷害となっています。



## (2) 令和5年中の主な検挙事例

### 《事例1》

令和5年6月、児童を自宅内に長時間放置して外出した保護者を保護責任者遺棄で検挙しました。  
(旭川東署)

### 《事例2》

令和5年8月、自宅内において、児童の顔面を殴打するなどして、けがをさせた保護者を傷害で検挙しました。  
(苫小牧署)

児童虐待により尊い子供の命が奪われるなど、痛ましい事件が後を絶ちません。

虐待被害に遭っている子供の早期発見のため、児童虐待の疑いを感じたら、迷わず児童相談所、市町村、警察に連絡してください。

**あなたの連絡が児童虐待から子供たちを救います！！**



児童虐待については  
こちらで詳しく説明しています